持続可能な地域社会の実現に向けた消費者教育及び環境教育推進事業

令和8年度予算額　14百万円
（前年度予算額　14百万円）

文部科学省

資料３

背景 課題

平成24年８月に議員立法により成立した「消費者教育の推進に関する法律」に基づき、消費者庁と文部科学省において「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を策定（令和５年３月28日閣議決定）。この中で、行政、民間、消費者、事業者等の幅広い主体が連携を図り、効果的・実践的に消費者教育を推進することが求められている。また、基本的視点として、消費者による自ら及び相互に「学ぶ」「考える」「行動する」ことの促進や消費者の多様化等を踏まえたきめ細やかな対応などが示されている。

事業内容

①持続可能な地域社会の実現に向けた効果的な消費者教育実践モデル構築（委託事業）

・事業期間：令和５年度～、件数：３件

各地域において参考となる効果的・実践的な消費者教育のモデルを構築。

②消費者教育連携・協働推進全国協議会の実施（委託事業）

事業期間：平成30年度～、件数：３件

消費者教育に係る課題や実践手法等を関係機関・団体と共有・協議。

③教育アドバイザーの派遣

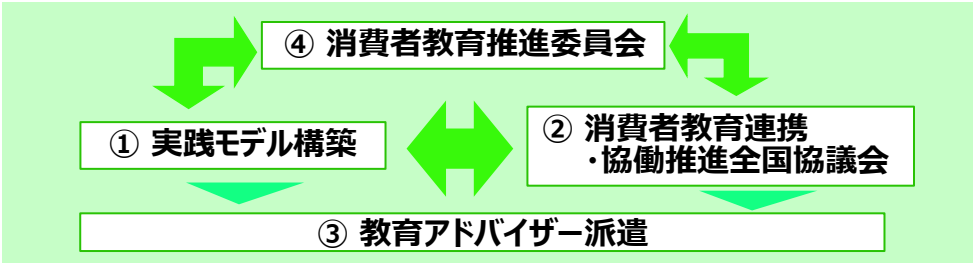
事業期間：平成25年度～、件数：45件

消費者教育アドバイザー等の派遣を通じ、持続可能な地域の実現に向けた知見・ノウハウを提供する。

④消費者教育推進委員会の開催

事業期間：平成25年度～、回数：３回

消費者教育や環境教育の有識者により、今後の施策の推進方策について検討する会議の開催。





持続可能な地域社会の実現に向けた教育現場における消費者教育・環境教育の取組の推進

アウトプット(活動目標)

- 全国の多様な好事例を把握し、教育委員会を通じて学校や地域に展開する。
- より多くの自治体からの教育委員会担当者が、研修に参加し消費者教育、環境教育への理解を深める。
- 消費者教育アドバイザー等の活用を推進する。

アウトカム(成果目標)

- 本事業や本事業の成果を活用した取組に参加した子供たちの消費や環境に対する意識が変わり、行動が変容する。

インパクト(国民・社会への影響)

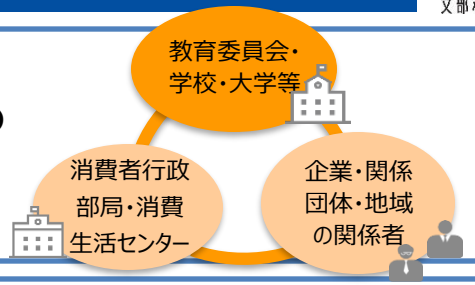
子供たちの意識・行動の変容を通じて、社会全体の意識が高まり、持続可能な地域社会の実現に寄与する。

（担当：総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）

消費者教育実践モデル構築

■概　要

文部科学省では、教育委員会や消費者行政部局、企業、大学、NPO、地域の関係者などの様々な主体が連携・協働することにより、効果的で実践的な消費者教育を実施するためのモデルを構築する事業を行っています。



■令和６年度事業の概要

〇消費者教育支援センター

山形県米沢市の消費者教育推進計画（以下、推進計画）の策定に向けて、これまでの米沢市における消費者教育の取組とその課題を明らかにし、消費者教育推進に向けたよりよい連携・協働のあり方を検討した。そして、本事業の推進計画策定までのプロセスを明らかにすることで、他の自治体でも応用可能な汎用性のあるモデルとして提示した。

〇奈良国立大学機構（奈良女子大学）

令和５年度の事業に引き続き、大学生と高齢世代や若年層の方々が「共に学ぶ」企画を行ったほか、スマートフォン等情報通信デバイスおよび SNS の活用方法そのものを地域の人々と大学生とが共に実践的に学べる機会を創出するための「消費者-情報教育コンテンツ」の開発を行った。

■令和７年度事業の概要

〇株式会社a. school

中高生が直面しやすい「インターネットでの購入トラブル」をテーマに、ゲーミフィケーションを活用した新しい形の情報リテラシープログラムを開発・実証した。ゲーム形式による追体験とワークショップを組み合わせることで、関心を持ちにくい層にもリーチし、正しい判断力と予防意識を育むことを目指した。

〇株式会社omochi

大阪府内において「食」や「エシカル消費」に関する活動を行う企業・NPO・学生団体が数多く点在しているものの、相互の認知や連携が不足している現状に着目した。そこで、当団体と再委託先団体が持つ「食育領域での専門性」と「現場での伴走力」を活かし、地域内に散らばる資源を「カオスマップ」として可視化・整理するとともに、他地域の先進事例も参考にしながら、学生の「熱量」と地域の「リソース」を有機的に接続するプラットフォームの素案を構築した。

消費者教育フェスタ

文部科学省

■趣　旨

　文部科学省では、平成22年度より、「消費者教育推進事業」を実施し、大学及び社会教育分野における消費者教育の推進のために各種取組を行っています。

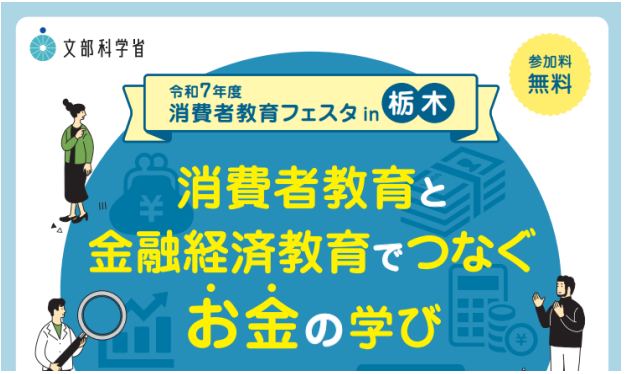
　平成24年施行の「消費者教育の推進に関する法律」では、消費者教育を推進する多様な主体の連携の確保による効果的な実施が規定されるほか、同法により閣議決定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」では、地域の多様な主体間のネットワーク化や相互の連携と情報共有の仕組みづくりの必要性が示されています。

　そこで、文部科学省では、学校や地域において消費者団体等をはじめ様々な主体の連携・協働による消費者教育を推進するため、消費者教育フェスタを開催しています。

令和７年度も消費者教育フェスタを２回開催いたしました。オンラインでの参加も可能となっています。

■対　象：教員、教育委員会、消費者行政部局、事業者、消費者団体等
　　どなたでもご参加いただけます。





●消費者教育フェスタin奈良

日　時：**令和７年１２月６日（土）**＠奈良春日野国際フォーラム　甍

テーマ：若者が起点となりすべての世代をつなぐ
　　インクルーシブな消費者教育の豊かなつながりを求めて

●消費者教育フェスタin栃木

日　時：**令和７年１２月９日（火）**＠栃木県総合文化センター

テーマ：消費者教育と金融経済教育でつなぐお金の学び

（お問い合わせ）　文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課
　消費者教育推進係　TEL：03-5253-4111（内線2260）

文部科学省消費者教育アドバイザー

文部科学省

消費者市民社会及び持続可能な社会の実現、地域における連携・協働による消費者教育の取組も一層進めるため、文部科学省では消費者教育アドバイザーの派遣を行っています。

悩み

? 中学・高校で・・・

授業の中で消費者教育をどのように取り入れ、指導していけば良いのか・・・

どうすれば

? 大学で・・・

学生に主体的な判断で意思決定させるにはどうすれば・・・

分からない

? 地域で・・・

消費者教育の推進の方策が今一つわからないのですが・・・



そのお悩み、消費者教育アドバイザーが解決します！

文部科学省消費者教育アドバイザーのメリット

! 消費者教育の実践者や有識者を派遣します。

! 地域の実情を踏まえた消費者教育の実施を丁寧に支援します。

! 派遣に要する費用は無料です。

派遣の申請等詳細は、文部科学省HPをご覧ください。

URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouhisha/detail/1339570.htm

消費者教育アドバイザーの派遣

【本件担当】文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課消費者教育推進係
電話　03－5253－4111（2260）
メール　consumer@mext.go.jp